※コンクリート配合の変更又は添加材の追加等が伴う材料自体の変更についての技術提案は不採用とする。
※交通保安要員の追加配置に関する技術提案は不採用とする。
※技術提案の実施おいて第三者との協議が必要な提案については不採用とする。
3⑸の評価指標をもとに、提案された内容について提案者の優劣を相対的に評価

(ｲ) 特別な施工計画
(b) 下記１）から３）におけるトンネル掘削時の施工（観測）方法につて、期待できる効果を含めて記述する。
１）起点側坑口部の低土被り部における観測方法と体制
２）前方地山の確認方法と結果の反映方法
※追加探査ボーリングによる地山確認は不採用とする。
３）トンネル内湧水量の確認方法
※用地外での観測や第三者との協議が必要な提案については不採用とする。
3⑸の評価指標をもとに、提案された内容について提案者の優劣を相対的に評価

(ｳ) 特別な安全対策
(c) 工事全体を通しての安全対策について提案するとともに、トンネル坑内並びに一般道におけるずり運搬時の交通安全対策について期待できる効果を含めて記述する。
※交通保安要員の追加配置に関する技術提案は不採用とする。
※技術提案の実施おいて第三者との協議が必要な提案については不採用とする。
3⑸の評価指標をもとに、提案された内容について提案者の優劣を相対的に評価

(ｴ) 環境保全
(d) 周辺環境への配慮すべき対策（騒音・水質汚濁等）とその効果
※トンネル坑口部の防音扉やトンネル坑口付近の遮音機能を持つ構造物の技術提案は不採用とする。
※濁水処理設備についての提案は不採用とする。
※技術提案の実施おいて第三者との協議が必要な提案については不採用とする。
3⑸の評価指標をもとに、提案された内容について提案者の優劣を相対的に評価

⑸ 技術提案の評価指標　技術提案の評価指標は下記のとおりとする。
① 優　設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準による事項に加え、提案の具体性や新規性が認められる内容のもので、数値的根拠や検討結果が示されており、提案内容の信頼性が高いと認められる内容のもの。
② 良上　「優」に比べ、やや劣ると認められる内容のもの。
③ 良　設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準による事項に加え、提案の具体性や新規性が認められる内容のもの。
④ 良下　「良」に比べ、やや劣ると認められる内容のもの。
⑤ 可　設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準による事項は述べられているが、提案の具体性も特段の新規性も認められない内容のもの。
⑥ 不可　設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準を満たしていない内容のもの。

⑹ 技術評価点の付与方法　評価点の付与方法は、評価者が評価指標に基づき判定した下記の項目別配点で評価し付与（判定方式）する。
① 施工計画
(ｱ) 施工体制・手法
(a) 工事を確実に履行するための施工体制及び「品質管理、安全管理及び工程管理」の手法と具体的な取り組み（下記(ｲ)、(ｳ)に関する提案は除く。）　評価指標により優／良上／良／良下／可／不可を判定し、判定結果に応じて次のとおり技術評価点を付与する。
・技術評価点（40点）優40点・良上30点・良20点・良下10点・可０点・不可（不適格）

(ｲ) 特別な施工計画
(b) トンネル掘削支保パターン及び補助工法の判断のための観測手法とその効果的な活用方法　評価指標により優／良上／良／良下／可／不可を判定し、判定結果に応じて次のとおり技術評価点を付与する。
・技術評価点（30点）優30点・良上22.5点・良15点・良下7.5点・可０点・不可（不適格）

(ｳ) 特別な安全対策
(c) 一般道におけるずり運搬時の交通安全対策とその効果　評価指標により優／良上／良／良下／可／不可を判定し、判定結果に応じて次のとおり技術評価点を付与する。
・技術評価点（20点）優20点・良上15点・良10点・良下５点・可０点・不可（不適格）

(ｴ) 環境保全
(d) 周辺環境への配慮すべき対策（騒音・水質汚濁等）とその効果　評価指標により優／良上／良／良下／可／不可を判定し、判定結果に応じて次のとおり技術評価点を付与する。
・技術評価点（10点）優10点・良上7.5点・良５点・良下2.5点・可０点・不可（不適格）

⑺ 入札参加者の選定方法　技術提案の施工計画の内容により、満点100点の技術評価点を付与し、技術評価点が50点以上の者を入札参加者として選定

⑻ 落札者の決定方法　競争参加申請者に技術提案を提出させ、技術提案の施工計画を評価し、技術評価点が50点以上の者を選定し、あらかじめ提出していた入札書を開札し、「契約制限価格」を「契約目安価格」と読み替え、契約目安価格の２割増しの範囲内の入札額で最も総合評価点の高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、次のとおりとする。
① 技術評価点：標準案による満点100点とし、3⑹による。
② 価格評価点：０（０≦Ｐ＜0.5Ｌ）
（（Ｐ／Ｌ×100）－50）／（Ｘ／Ｌ－0.5）（0.5Ｌ≦Ｐ＜Ｓ）
100－200（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ）（Ｓ≦Ｐ≦1.2Ｌ）
ここに、Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）　Ｌ：契約目安価格　Ｘ：調査基準価格以上の最低入札価格　Ｓ：調査基準価格
ただし、入札価格が全て調査基準価格を下回る場合は、Ｘ／ＬをＳ／Ｌとする。
③ 総合評価点：技術評価点×0.5＋価格評価点×0.5

⑼ 3⑻において、総合評価点の最も高い者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

⑽ 契約金額の決定方法　落札者の提示した入札価格に対して、確認協議を行い、確認協議完了後の価格を契約金額とする。なお、入札価格が契約目安価格を下回る場合は確認協議を省略する。

⑾ 配置技術者に関する事項　技術評価資料に記載された配置予定技術者の配置が困難となった場合に、評価の対象とした配置予定技術者の評価を満たさない技術者が配置された場合は、請負工事成績評定点を10点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

⑿ 技術提案の履行に関する事項　受注者の責により入札時の提案内容を満足できない場合は、その程度により請負工事成績評定点を10点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

⒀ 技術提案にあたっての留意事項　技術提案書の作成にあたっては、特記仕様書、設計図書等に記載の制約条件等を十分に確認のうえ作成すること。条件を満足しない提案については、不適格とする。